

相模原市監査委員公表第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき市民局を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年10月6日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 久保田 浩 孝

同 大 槻 和 弘

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

### 2 監査の実施日程

#### (1) 事務局による監査手続

令和2年5月8日から同年10月4日まで

#### (2) 監査委員による監査実施日

令和2年10月5日

### 3 監査の対象

#### (1) 対象部局

市民局

#### (2) 対象年度

令和元年度及び令和2年度。ただし、必要に応じて平成30年度以前分を対象とした。

## 第2 財務監査

### 1 監査対象事務及び監査実施課

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し、執行済額が高額な事務事業及び科目等から選定した。

| 監査対象事務                   | 監査実施課                                   |
|--------------------------|---|
| (1) 委託料の支出に関する事務         | 区政推進課、市民協働推進課、人権・男女共同参画課、交通・地域安全課、文化振興課 |
| (2) 使用料及び賃借料の支出に関する事務    | 市民協働推進課、国際課                             |
| (3) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務 | 交通・地域安全課、消費生活総合センター、文化振興課               |

### 2 主なりスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成

29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

| 監査対象事務                   | リスク   | 主な着眼点   |
|--------------------------|---|---|
| (1) 委託料の支出に関する事務         | <p>契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク</p> <p>支出が適正に行われないリスク</p> | <p>ア 契約相手方の選定方法は適切か。</p> <p>イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。</p> <p>エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。</p> |
| (2) 使用料及び賃借料の支出に関する事務    | <p>契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク</p> <p>支出が適正に行われないリスク</p> | <p>ア 契約相手方の選定方法は適切か。</p> <p>イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>ウ 支出は適正な時期に行われているか。</p>  |
| (3) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務 | <p>算定及び支出が適正に行われないリスク</p>                           | <p>ア 算定及び支出は適正に行われているか。</p> <p>イ 交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。</p>   |

### 3 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

#### (1) 書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

##### ア 委託料の支出に関する事務

見積書、入札結果報告書、随意契約で2人以上から見積書を徴しない場

合の理由書、支出負担行為書、契約書、仕様書、支出命令書、業務委託報告書、請求書 等

イ 使用料及び賃借料の支出に関する事務

見積書、随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書、支出負担行為書、契約書、仕様書、支出命令書、請求書 等

ウ 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

交付申請書、収支予算書、交付決定通知書、支出負担行為書、実績報告書、収支決算書、額確定通知書、支出命令書、請求書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

市民協働推進課及び文化振興課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

## 4 監査の結果

(1) 注意事項

ア 文化振興課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模原市次期さがみはら文化振興プラン策定支援業務委託において、次のような事例が見られた。

次期さがみはら文化振興プラン策定事業は、事業期間を2か年度とし、経費として平成30年度に調査業務委託、令和元年度に策定支援業務委託を計上する計画であった。当初は、専門性を有する業者にそれぞれ委託することが妥当であるとして、平成30年度については、指名競争入札を実施し契約を締結していた。しかし、令和元年度の業者選定に当たり、前年度の業務と一体性があり業務内容を熟知していることを理由に、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとして、平成30年度の契約相手方と1者随意契約を締結していた。

業務の一体性や継続性が想定され複数年度にわたる事業については、当初の契約時において業務全体を対象とした企画競争等による業者選定の実施や長期継続契約の選択について検討を行った上で契約事務を執行するよ

う注意する。

イ 文化振興課の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務を調査したところ、相模原市総合写真祭フォトシティさがみはら実行委員会補助金において、次のような事例が見られた。

本補助金は、相模原市総合写真祭フォトシティさがみはら補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第2条の規定により実行委員会の事業に要する経費を補助対象経費として、前金払で交付されていた。

前金払は、金銭債務の履行期限前に確定した債務金額を支払うものであるところ、本補助金の決算では各支出項目について予算額と決算額に相違が見られ、金銭債務の履行期限前に確定した債務金額となっていないことから、前金払ではなく概算払での交付が適当であると思料する。

また、本事業は、補助金のほか、企業等からの協賛金や広告料収入、ガイドブック売上収入、繰越金を財源として実施している。決算において収支残額は、基金への積立金及び翌年度事業への繰越金として処理されていたが、交付要綱第2条では実行委員会の事業に要する経費を補助対象経費としていることから、収支残額の一部には補助金が含まれるものと解される。

この点について、表彰式や受賞者展等の事業経費の合計額が補助金額を上回っていることから補助金の余剰は生じておらず、協賛金等の残額を基金への積立金及び翌年度事業への繰越金としているとのことであったが、本来そのような事業であるならば、補助対象経費を明確にする必要がある。

今後は、補助対象経費と支出方法の整合性を見直すとともに、交付要綱や交付決定通知において補助対象経費の明確化を図るなど、適切に事務を執行するよう注意する。

(2) 市民局におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

### **第3 行政監査(重点調査項目)**

#### **1 監査の調査項目**

重点調査項目として「監査の結果に基づき措置が講じられた事項等について」をテーマに定め、監査を行った。

## 2 監査の目的

地方自治法第199条第14項の規定により、監査委員から監査の結果に関する報告を受けた市長等が当該監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとされており、この通知の中で、指摘を受けた不適正な事務処理の原因を明らかにした上で是正又は改善のための具体的な取組等が示されることとなっている。

しかしながら、過去に指摘された事項については是正又は改善の措置を講じたとして通知があったにもかかわらず、後年度の監査において依然として同様の不適正な事務処理が判明するといった事態が生じている状況にある。監査の指摘事項等については全庁周知を行うとともに、指摘が多い事項について研修、事務点検等により対応が図られているところではあるが、過去の監査結果が教訓として生かされていないと言わざるを得ず、是正又は改善のための取組等が継続して実施されていないことは更に重大な事務処理誤りにつながり、市政に対する市民の信頼を著しく損なうことになりかねない。

こうしたことから、指摘事項等に対して講じられた措置が継続的に実施されているかを主眼に調査検証を行うことにより、適正な事務の継続的執行を確保し、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として行政監査を実施した。

## 3 監査対象事務及び監査実施課

監査対象部局に対して平成29年度に実施した財務監査及び行政監査の結果を考慮し、選定した。

### (1) 委託料の支出に関する事務

| 監査実施課 | 指摘事項等の概要   | 措置等の概要   |
|-------|--|--|
| 区政推進課 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 契約書への再委託規定の記載漏れ</li><li>・ 再委託関連書類の事前提出及び承諾漏れ</li><li>・ 個人情報の取扱い関連書類の事前提出及び承諾漏れ</li></ul> | 再委託について規定を記載<br>○「契約書作成チェックリスト」に再委託についての確認項目を追加し、複数人により再委託の有無等を確認<br>「提出書類チェックリスト」を新規に作成し、業務開始前までに必要書類の提出の有無、内容の確認を実施し、事務処理経過を記録 |

( 2 ) 費用弁償(旅費)の支給事務

| 監査実施課      | 指摘事項等の概要        | 措置等の概要   |
|------------|-----------------|--|
| 消費生活総合センター | ・ 転居者の出張旅費の算定誤り | 出張命令簿の簿冊に出張命令作成時の確認項目表を貼付し、チェックすべき項目を可視化<br>通勤経路の変更があった場合には、該当者の出張命令簿に変更内容を明記<br>作成済み出張命令票の引用時は、実際の経路を出張者に確認し、出張命令簿備考欄の確認番号を再度チェック |

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

| リスク                       | 主な着眼点  |
|---------------------------|--|
| 指摘事項等となった不適正な事務処理が再発するリスク | ( 1 ) 指摘事項等となった不適正な事務処理が発生した原因の分析がなされているか。<br>( 2 ) 規則、要綱等に基づき事務処理の手順が適切に整備され運用されているか。<br>( 3 ) 決裁責任者の決裁や確認がなされているか。<br>( 4 ) 制度、法令、規則等への理解を深める取組がなされているか。<br>( 5 ) 人事異動や組織改正等に伴う引継ぎは適切に行われているか。 |

5 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

( 1 ) 書面調査

講じられた措置等が継続して取り組まれ、事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

ア 委託料の支出に関する事務

前回指摘事項の改善状況、見積書、入札結果報告書、随意契約で2人以

上から見積書を徴しない場合の理由書、支出負担行為書、契約書、仕様書、支出命令書、業務委託報告書、請求書 等

イ 費用弁償(旅費)の支給事務

前回指摘事項の改善状況、支出負担行為兼支出命令書、出張命令票、出張命令簿、請求書、委任状、出勤簿、通勤届 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

## 6 監査の結果

今回の行政監査において、市民局における平成29年度行政監査の結果に基づき措置等が講じられた事項について、是正又は改善のための取組等が継続して実施され、適正な事務の継続的執行が確保されているかを主眼として書面調査及び聞き取り調査を実施した。

その結果、調査に当たり確認した各種書面及び聴取内容の限りにおいて、検討すべき事項となった不適正な事務処理について、その発生原因の分析は適切に行われ、組織としての事務管理・執行体制の見直しが適切に実施されていたことを確認した。

引き続き、関係諸規程に準拠した適正な事務の執行に努めるとともに、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に向けた取組をより一層進められたい。